



様式第6号（第10条関係）

多久市許可第 家2-2号

### 一般廃棄物収集運搬業等許可証

住 所 佐賀市東与賀町大字飯盛2634番地1

氏 名 大坪産業株式会社

代表取締役 陣内 元治

(法人にあつてはその名称、所在地、代表者の氏名)

多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例施行規則第10条第1号の規定により令和2年1月24日付の一般廃棄物収集運搬業等許可申請については、下記により許可する。

令和2年2月3日

多久市長 横尾 俊彦



記

一般廃棄物の種類	家電リサイクル法対象機器
収集運搬、処分の別	運搬
器具、器材の種類及び数量	別紙添付
作業区域	東与賀町全域
許可期限	令和2年 4月 1日から 令和4年 3月 31日まで
許可条件	別紙添付



【施設器材の種類及び数量】

	登録番号	用途	車体の形状	最大積載量
1	佐賀100は147	貨物	キャブオーバ	6,900kg
2	佐賀100は3902	貨物	キャブオーバ	7,900kg
3	佐賀100は2639	貨物	キャブオーバ	7,600kg
4	佐賀100は2390	貨物	キャブオーバ	7,300kg
5	佐賀400せ6978	貨物	キャブオーバ	2,000kg
6	佐賀400せ5212	貨物	キャブオーバ	2,000kg
7	以下余白			
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				



## 【 許 可 条 件 】

- 1 今回の許可は、家電リサイクル法対象機器の指定引取場所までの運搬許可であるので、多久市内の一般廃棄物は収集運搬できないこと。
- 2 運搬の際には、飛散や流出がないよう、また、悪臭がもれることがないように、収集運搬車を適正に運転、管理すること。
- 3 当該許可内容の変更を必要とする場合は、余裕をもって変更許可申請書（様式第8号）を多久市長に提出すること。事後報告は原則として認めない。
- 4 所在市町村発行の一般廃棄物収集運搬業等許可証及び、施設、器材検査証を更新又は変更した場合には、新たな許可証、検査証が交付され次第、本市に写し（原本証明要）を提出すること。
- 5 毎月15日までに前月中の運搬状況について実績報告書（様式第13号）を多久市長に提出すること。
- 6 「許可期限」を経過した場合は無許可となるので、許可期限の1ヶ月前までに許可の更新申請を行うこと。